

委員 長 報 告

本委員会は、去る11月26日の本会議において付託を受けた5定議案第2号田辺市職員の給与に関する条例等の一部改正について、26日及び30日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、起立多数により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

本案について、詳細説明を求めたのに対し、「今回の給与改定は、国の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ改正するもので、給料月額を平均0.2%引き下げ、期末勤勉手当を0.35月分削減し年間4.15月分とするとともに、自宅に係る住居手当を廃止する等が主な内容である」との答弁がありました。

また、人事院勧告の考え方及び調査方法についてただしたのに対し、「人事院勧告は、労働基本権の代償措置として適正な給与を確保する機能を有するものであり、当該調査は、全国の50人以上の従業員を有する11,100事業所、約46万人を対象にして実施したものである」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成21年11月30日

総務企画委員会

委員長 安達克典